

泉佐個審第17号
令和2年8月3日

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 喜田 崇之

答申書

令和2年4月20日付け泉佐総総第179号で諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

記

1 結論

諮問を求める事項に記載の開示請求（以下「本件請求」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に限り、必要があると認めることが相当である。

- (1) 請求者が死亡した本人の相続人であることが戸籍謄本等により認められる場合
- (2) 死亡した本人が昭和16年7月2日から昭和63年1月27日までの間に出生していることを戸籍謄本等により確認できる場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合
 - ア 死亡した本人のB型肝炎ウイルスに感染していた事実を証明する資料が確認できる場合
 - イ その他本市以外にアに関する情報がないという事情が認められる場合

2 理由

本人が死亡した場合における当該本人の個人情報の開示請求については、泉佐野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、請求権者を当該本人の配偶者、子又は父母（以下「配偶者等」という。）に限定するとともに、配偶者等の利害に関係しないもののうち、実施機関が当該本人の権利利益を保護するために必要があると認める場合を除外している。また、同条第4項の規定により、請求権者として配偶者等以外の利害関係者についても当該利害に関するものにつき認めているが、この場合においても当審査会の意見を聴いた上で、実施機関が必要であると認めるときに限定している。これは、死者の個人情報についても保護を図る必要があることを認め、当該本人と関連性が強いと思われる配偶者等又はそれ以外の利害関係者に対してのみ、本来的にその者の利害に関係する場合について、開示請求権を認めているものと考えられる。

本件諮問のように死亡した本人の相続人からの開示請求であることだけでは、必要があ

ると認めることはできず、それを認めるかどうかは、その開示請求がどのような利害関係によるものなのか、また、客観的にどの程度認められるのかを具体的に検討した上で、個別に判断しなければならないものである。

これらを本件請求に当てはめ、本件請求が相続した特定B型肝炎ウイルス感染症を対象とする給付金請求権（以下「請求権」という。）に関するものであり、その行使を利害関係とするものであることから、次の事項について確認することができなければ条例第10条第4項に規定する必要があると認められるときに該当するとはいえない。

- (1) 請求権の行使は、死亡した本人の相続人でなければなされ得ないことから戸籍謄本等により、その相続人であること。
- (2) 請求権の行使あるいはその前提となる請求権の成立には所定の要件があり、これを充足する可能性がなければその行使はなされ得ないことからその要件にあった証明書その他の資料（以下「資料等」という。）の提出があること又は本市以外に資料等がないという事情が認められること。

以上の理由により、当審査会は、「1 結論」のとおり答申する。

3 参考意見

条例第10条第4項の「必要がある」かどうかについて、本件請求と同様の配偶者等以外の相続人が相続した請求権の行使を利害関係とする開示請求については、本件請求と同様に判断されたい。

その余の開示請求については、当審査会の意見は、別途個別に示すこととする。

以上